

H17.6~

生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム

小田原市福祉事務所

生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム

1 目的

小田原公共職業安定所（以下「安定所」）が実施する生活保護受給者等就労支援事業（以下「本事業」という。）を活用し、稼働能力のある生活保護受給者等に就労支援を行うことにより、世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 プログラムの対象者

下記の①から④のすべての条件を満たし、かつ安定所との連携による本事業の活用が効果的である者とする。

- ①稼働能力を有する者
- ②就労意欲がある者
- ③就労にあたって上記①及び②以外の阻害要因がない者
- ④本事業への参加に同意している者

なお、就労している者であっても、短時間しか就労していない者、就労収入が低い者、又は雇用期間終了に伴い新たな雇用先を必要とする者については、本事業の対象者とすることができる。また、生活保護の相談者についても安定所のコーディネーター及び就労相談員が協議の上必要に応じて対象者とするすることができる。

3 実施体制

(1) 本事業の実務を行う職員は次のとおりとする。

- ①安定所の統括職業指導官若しくは事業担当者
- ②安定所の担当コーディネーター
- ③就労相談員（福祉事務所の担当コーディネーター）
- ④査察指導員
- ⑤地区担当員

(2) 本事業に定める就労支援メニュー選定チーム（以下、「就労支援チーム」という。）は上記(1)の①の②及び③に掲げる者を構成員として、必要に応じて④及び⑤などその他のものに参加を求めることができる。

4 支援の内容

支援対象者の希望、能力、適性及び生活環境等を勘案し、下記の①から④の支援（以下、「支援メニュー」という。）の中から適切なものを選定し、実施する。

- ①一般の職業相談・紹介の実施
- ②公共職業訓練の受講あっせん
- ③生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨
- ④トライアル雇用の活用
- ⑤生活保護受給者等就労支援ナビゲーター（以下、「ナビゲーター」という。）による支援

5 支援期間

支援対象者の支援期間は次の①から③に掲げる期間のうちいずれか長い期間とする。

- ①求職の申し込みが受理された日から6ヶ月間
- ②公共職業訓練又は民間教育訓練講座の受講終了日から3ヶ月間
- ③トライアル雇用が終了するまでの間

なお、支援期間を経過しても就労に至らない者であって、下記7に該当する場合については期間を延長する。

また、一旦支援が終了した者について、改めて本事業の活用が効果的であると判断できる場合に、再度本事業の対象とすることは妨げない。

6 支援の手順

(1) 候補者の選定

地区担当員は査察指導員との協議により、支援対象者とすることが適当と思われる者を候補者として選定し、本事業への参加の意思を確認する。

(2) 支援対象者の決定

①就労相談員及び査察指導員との協議により、候補者の中から本事業の活用が効果的である者を優先して選定する。

②選定後、支援対象者に対して再度、参加の意思を確認し福祉事務所が把握している本人の情報を安定所に提供すること及び就労支援事業への参加により安定所が新たに把握する本人情報を福祉事務所に提供してもらうことに関する生活保護受給者等就労支援事業参加申込書兼同意書(様式1)を徴収する。なお、本人の意向を無視して参加を強制することは行わない。

③地区担当員は、個人票A(様式4)に支援対象者の学歴、免許・資格、福祉事務所における支援内容などを記入し、就労支援事業参加参加申込書・同意書とともに就労相談員に提出する。また、安定所での初回面接の日時について支援対象者と調整を行う。

(3) 安定所への支援要請

支援要請は、就労相談員から安定所担当コーディネーターへ、あらかじめ定められた日までに要請書(様式2)、総括票(様式3)、就労支援事業参加参加申込書・同意書及び個人票Aを送付することにより行う。

(4) 面接メニュー及び支援メニューの選定

福祉事務所において支援対象者と面接を行い、勤務条件、希望する支援メニューなどを聴取する。面接は、安定所のコーディネーター及び事業担当者が行うことを基本とするが、安定所の担当コーディネーターが必要と判断した場合は就労相談員と協議の上、就労支援チームにより行うものとする。また、支援メニューは就労支援チームが支援対象者の希望・能力、適性及び生活環境等を勘案し、支援対象者にふさわしいものを選定する。

(5) 支援の実施

支援メニューのうち、一般の職業相談・紹介、公共職業訓練の受講あっせん、トライアル雇用の活用及びナビゲーターによる支援については安定所が行う。

また、生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨は、就労支援チームが行い、生業扶助の適用は福祉事務所が行う。

なお、安定所は、支援メニュー以外にも助成金等の利用、就職面接会への参加、就労支援

セミナーの受講など利用可能な就労支援方法がある場合にはこれらについて活用する。

(6) 支援状況の確認

①個人票 B による報告

安定所担当コーディネーターは、職業紹介等の支援の内容及び結果などを個人票 B (様式 5) に記載し、随時、就労相談員に送付する。また就労相談員は、記載内容について地区担当員に報告するとともに就労相談業務日報により課長、査察指導員、地区担当員に供覧する。

②求職活動状況の確認

地区担当員は、対象者から求職活動状況・収入申告書を徴収するなどの方法により、誠実に求職活動を行っているか確認する。

(7) 支援活動の評価及び支援メニューの見直し

安定所担当コーディネーターは、支援対象者の就職の不調が続く場合や支援メニューを再検討すべきと判断した場合には、支援メニューの再検討を行い、必要に応じて支援メニューの変更を行う。

(8) 支援継続の要否の検討

支援期間の満了日の概ね 1 ヶ月前に就労支援チーム及び査察指導員による協議を行い、支援継続の要否、支援メニューの変更の再検討を行い、必要に応じて支援メニューの変更を行う。

7 支援期間の延長

支援期間を経過しても就労に至らない者であって下記の①から④のいずれかに該当するなど、安定所が行う支援に対して積極的に取り組んでおり、引き続き支援を実施することにより就業の可能性が高くなると就労支援チームが判断するものについては、本人の希望を聴取し、支援期間を延長することとする。延長した場合の支援期間は上記 5 に掲げる期間とする。

①安定所の提示する求人に積極的に応募していた者

②公共職業訓練や民間の教育訓練講座の出席率が高いなど積極的に能力開発又は教育訓練に取り組んでいた者

③トライアル雇用が常用雇用に結びつかなかった原因が、一方的に支援対象者に起因するものでなかった者

④ナビゲーターとの相談を欠かさず来所するなど、積極的にナビゲーターによる支援を受けた者

8 支援の終了

支援は支援期間の満了又は支援対象者の就職の決定により終了する。

9 支援の打ち切り

支援対象者が就職を希望しなくなった場合又は安定所が実施を求める事項を繰り返し実施しないとき等、引き続き本事業を行っても効果が見込まれないと判断される場合は、本事業の登録を取り消し、支援を打ち切ることとする。

(様式1)

生活保護受給者等就労支援事業参加申込書兼同意書

私は、生活保護受給者等就労支援事業への参加を申し込みます。

つきましては、事業への参加にあたり、平成 17 年 3 月 29 日付け職発第 0329003 号厚生労働省職業安定局長通知「生活保護受給者等就労支援事業について」「生活保護受給者等就労支援事業実施要領」の個人票 A の各項目にかかる個人情報をお田原市福祉事務所長から小田原市公共職業安定所長へ提供することについて同意します。

小田原市 福祉事務所長 様

平成 年 月 日

住所

氏名

印

(様式2)

小福政第 号

平成 年 月 日

小田原公共職業安定所長 様

小田原市福祉事務所長

生活保護受給者等就労支援事業の支援要請について

当福祉事務所にて生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者として選定した総括票に掲げる者につきまして、就労支援を要請いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

なお、総括票に掲げる者につきましては、個人票Aを添付しておりますが、同票の各項目に係る個人情報の貴公共職業安定所への提供につきましては、同票に掲げる各者の同意を得ていることを申し添えます。

(様式4)

個人票A

福祉事務所名		所在地	
フリガナ 氏名		受給者番号	
現住所		電話番号	
学歴	○ <u>中学</u> ・高校・高専・短大・大学・大学院・その他() / 卒業又は <u>修了</u> ・中退・在学		
免許・資格	○		
最終の職業		事業所名	
最後の就労年月日	年 月	働いていた期間	年 月
経験した主な仕事			
(職種)	(仕事の内容)		
	○		
就職についての希望			
希望就業形態	一般・パート・季節労働・その他()	希望する仕事	
就職希望地	1. 2.	希望収入	
希望勤務時間		希望休日	
仕事をする上で留意する点		その他の希望	

(様式4)

※「免許・資格」より下の欄は、記入できる範囲内で記入してください。

福祉事務所における支援内容・これまでの取組み

支援対象者の状況（自立支援計画書等の参考資料がありましたら、支援対象者の同意を得た上、別に添付してください）

・稼働能力

・就労意欲

・その他の就労阻害要因の有無

福祉事務所担当コーディネーター、担当ケースワーカー等からのコメント

支援実施状況(支援実施日別に具体的支援内容を記入)

支援結果(チェックを入れる。その他の場合は具体的に記入。就職の場合は「就職先事業所名」以下の欄を記入すること。)

安定所紹介による就職		安定所紹介以外の就職		期間満了		延長		打ち切り	
その他				支援終了日	年	月	日		
就職先事業所名				(住所)					
就職決定日	月	日	雇用形態	一般・パート・季節労働	月収	万	千円		
就職に至らなかった場合その理由									

生活保護受給者等就労支援事業活用プログラムのフローチャート

